

2018年

由利本荘市営スキー場における リフト輸送に関する安全報告書

(鳥海高原矢島スキー場)

1. 利用者の皆様へ

いつも由利本荘市営スキー場をご利用いただき誠に有難うございます。また当市の索道事業に対して格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

当市では、「索道輸送の安全確保」を経営理念の第一に掲げ、スキー場事業の基幹業務である索道輸送の安全確保を進めております。

本報告書は、鉄道事業法第19条の4に基づき、輸送の安全確保のための取組や安全の実態について、皆様にご理解いただくために作成しました。皆様のご意見・ご感想を今後の輸送の安全に役立てたいと思っておりますので、お聞かせ下さいますようお願い申し上げます。

2. 基本方針と安全目標

【基本方針】

当市の経営理念の第一は、索道輸送の安全の確保です。「基本方針」を次の様に掲げ、従事員に周知・徹底しております。

- (1) 一致団結して輸送の安全の確保に努めます。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
- (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをします。
- (5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとります。
- (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦します。

【安全目標】

安全管理規定に定めた基本方針に基づき、市長以下一丸となり安全管理体制の強化に努めてまいります。現場巡視を随時実施し、コミュニケーションの充実を図ることにより、安全に対する意識の高揚を図ります。又、不安全行動などの業務報告書を分類・整理し、他事業所の事故情報等と併せて事故防止対策検討会を実施し、体制の整備を図ります。

3. 事故の発生状況とその再発防止措置

(1) 索道運転事故（索道人身傷害事故）・インシデント（事故の兆候）

索道事故報告並びにインシデントの報告はありません。

(2) 災害（地震や暴風雨、豪雪など）

強風による終日の運行停止は以下のとおりです。

スキー場名	リフト名	リフト停止日数
矢島スキー場	クワッドリフト	3日

(3) 行政指導等

運輸局からの行政指導等はありません。

4. 輸送の安全確保のための取り組み

(1) 人材教育

12月1日（金）スキー場従業員研修会を開催し、索道施設の取扱いに関する知識・技能の向上を図ると共に、由利本荘市消防署から講師を招き、応急手当などの講習を実施しました。

(2) 緊急時対応訓練

12月15日（金）シーズン営業開始前に従業員一同にて救助訓練を実施しています。

(3) 安全対策委員会の開催

1月16日（火）スキー場安全対策委員会を開催し、委員立ち会いのもと、スキー場の現場状況の確認や課題・対策等について協議しました。

(4) 安全のための投資と支出

索道施設の安全の維持・向上のため、毎年必要に応じた部品交換や設備の更新を行っています。今年度実施したものは以下の通りです。

- ・索道用ベルト・タイヤ等、消耗品の交換
- ・電気通信ケーブルの整備
- ・支えい索の交換
- ・脱索検出装置の交換
- ・ナイター照明の交換

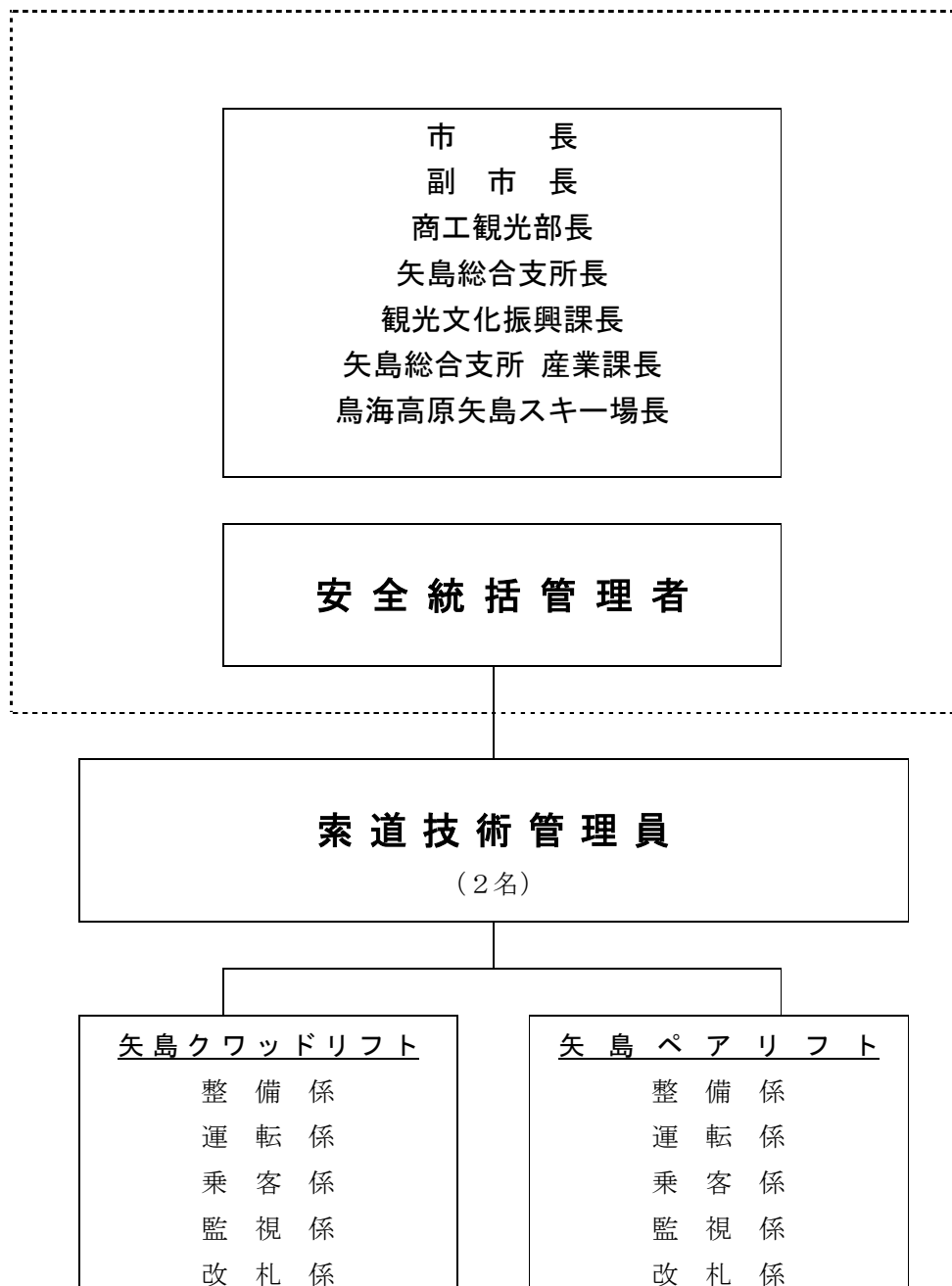
(5) 強風対策

各リフトに風速計を設置し、風速・風向の把握をしています。風速の表示が15～18m/sで警戒運転、18m/s以上の風速が5秒間持続すると運転を停止します。

5. 安全管理体制

市長を最高責任者とし、安全輸送の確保に関する業務を統括する安全統括管理者をはじめ、各責任者の責務を明確化した安全管理体制を構築しました。

由利本荘市安全管理規定 組織体制図



市 長	輸送の安全の確保に関する基本方針を定めるとともに、最終的な責任を負う。また、安全統括管理者の意見を尊重し、その意見を踏まえ、索道の安全を確保するための必要な改善に向けての取組を行わせる。
安全統括管理者	索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する。 また、従業員等に対して、関係法令の遵守と安全第一の意識を徹底させると共に、市長等に対して、輸送の安全の確保に関し、その職務を行う上での意見を述べる。
索道技術管理者	安全統括管理者の指揮の下、索道の運行管理、索道施設の保守管理、その他技術上の事項に関する業務を統括管理する。
索道技術管理員	索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。

6. お客様との連携

当市ではスキー場におけるサービスのあり方や、あらゆるご意見を随時メールや電話、ご意見箱等により募集し、満足度向上に努めております。

7. 安全のための由利本荘市からのお願い

スキー場ではあなたの安全を守るために最善の努力をしております。あなた自身のため、そして他のプレーヤーのためにゲレンデでは以下の事項を守ってください。

1. 常に自分をコントロールできる状態におき、いつでも停止ができ、他人や障害物を回避できるようにしておくこと。
2. 自分の前を滑っている人が優先権を持つ。回避の責任はあなたにあります。
3. コース上で邪魔になる場所、あるいは上から見えないところで止まってはなりません。
4. 滑走の開始、あるいはコースに合流するときは、常に上を見て滑ってくる人がいるときはやり過ごすこと。
5. 用具が流れないように、常に流れ止めをつけておくこと。
6. 標識、警告には必ず従うこと。
7. リフトに乗車する際は、安全に乗り降りするための知識と能力を有していること。

〈 禁 止 事 項 〉

1. 指定されたコース以外や立入禁止区域へ進入すること
2. 表示物・掲示物・標識類を損なうこと
3. 人はもちろん、人工や自然の物体に接近して滑走すること
4. リフトの運行を妨げる行為をすること
5. 雪上車輦に接近すること

6. いたずらに、コースの中を靴足のままで歩くこと
7. 犬などの動物をコースの中に放つこと
8. アルコールや薬物の影響その他の事情により、心身が正常でない状態でスキー場内へ入ること
9. その他、他の人や自分の安全をおびやかすこと

8. 安全報告書への意見募集

この安全報告書に関するご意見、ご要望がございましたらお寄せ下さい。今後の安全推進の参考とさせていただきます。

〒 015-8501

秋田県由利本荘市尾崎17番地 由利本荘市商工観光部観光文化振興課

Tel 0184-24-6376 Fax 0184-24-3044 e-mail kanko@city.yurihonjo.lg.jp

〒 015-0402

秋田県由利本荘市矢島町矢島町21番地2 由利本荘市矢島総合支所産業課

Tel 0184-55-4953 Fax 0184-55-2157 e-mail ysm-sangyo@city.yurihonjo.lg.jp